

総 統 勢 第 147 号

平成 30 年 6 月 28 日

公益社団法人 全日本不動産協会理事長 殿

総 務 大 臣



平成 30 年住宅・土地統計調査への協力について（依頼）

平素より、総務省の各種統計調査に御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

総務省では、平成 30 年 10 月 1 日現在で、「平成 30 年住宅・土地統計調査」（統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計「住宅・土地統計」を作成するための調査）を実施します。

住宅・土地統計調査は、住宅及び住宅以外で人が居住する建物（以下「住戸」という。）に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住戸に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住生活関連諸施策の基礎資料を提供するものです。

近年、個人情報保護意識の高まりや、調査員が世帯と接触することの難しいオートロックマンションの増加などに伴い、従来にも増して調査活動が難しい状況となってまいりました。

このため、平成 30 年住宅・土地統計調査では、回答者の利便性を高め、調査員の負担を軽減するために、インターネットによる回答を導入し、スマートフォンやタブレット端末からの回答も可能とするなど、調査方法の改善を行っております。

しかしながら、円滑な調査の実施のためには、国民の皆様の御理解はもとより、関係各方面の御協力をいただくことが不可欠です。

つきましては、統計法第 30 条の規定に基づき、別紙 1 の内容につきまして、貴協会の会員の皆様への御周知を賜りたく、協力の依頼をさせていただきます。

また、平成 30 年住宅・土地統計調査は、地方公共団体を通じて実施することとしており、地方公共団体が改めて調査への御協力をお願いする場合がありますので、このことを併せて貴協会の会員の皆様へ御周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、総務省では、このほかに毎月、世帯を対象とした基幹統計調査として、労働力調査、小売物価統計調査※及び家計調査を、都道府県を通じて実施しています。これらの統計調査は、完全失業率、消費者物価指数及び個人消費の動向など、我が国の経済指標を得るためのものがありますので、これらの調査につきましても、集合住宅への調査員の立入り等に際し、調査への協力が得られますよう併せて御配慮をお願いいたします。

※ 小売物価統計調査では、借家の家賃を把握するため、民営借家世帯を対象にした家賃調査を実施しています。平成 31 年 1 月から、新たな家賃調査地区で調査を開始しますので、別紙 2 の内容につきましても御周知いただきますようお願い申し上げます。